

秋田県慢性疾病児童等地域支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 秋田県における小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の健全育成を図るとともに、小慢児童等及びその家族が、慢性疾病を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、その支援内容等に関する関係者等の意見を聴取し、協議することを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の23第1項に規定する小児慢性特定疾病対策地域協議会として、秋田県慢性疾病児童等地域支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議の内容)

第2条 協議会は、秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱に基づき、次の事項について協議する。

- (1) 小慢児童等とその家族の現状と課題の把握に関すること
- (2) 小慢児童等に対する地域における支援策・支援機関の情報の収集及び共有に関すること
- (3) 小慢児童等のニーズに応じた支援内容の検討に関すること
- (4) その他必要事項

(構成)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療機関関係者
- (2) 教育機関関係者
- (3) 就労支援機関関係者
- (4) 患者・家族会関係者
- (5) その他知事が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会務は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員は、会議に出席することができない場合、委任した者を出席させることができる。

6 前項の場合に委任されたものを委員として本条の規定を適用する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、秋田県健康福祉部保健・疾病対策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。